

太陽光発電設備に係る固定資産税（償却資産）の申告について

1 償却資産とは

製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産をいいます。

2 太陽光発電設備について

太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

以下の「3 申告が必要となる方」を参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告していただく必要があります。償却資産申告書を送付させていただきますので、税務課資産税償却資産担当までご連絡ください。

※償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。

3 申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産の申告対象となります。
個人 (事業主)	店舗、アパートや農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず償却資産の申告対象となります。
個人	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し、発電量の全量又は余剰分を売電する場合、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備が償却資産の申告対象となります。 ※ 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。必ずしも、営利又は収益を得ることを直接の目的とするものに限りません。

4 太陽光発電設備に係る償却資産と家屋の区分について

償却資産と家屋の区分は、次のとおりです。「家屋」となっているものは、既に家屋として課税対象となっていますので、償却資産の申告は不要です。

区分名称	設置方法	建材型ソーラーパネル	ソーラー発電パネル	家屋以外の場所に設置
		家屋と一体の建材（屋根材等）として設置	架台に乗せて屋根に設置	
太陽光パネル		家屋	償却資産	償却資産
架台		家屋	償却資産	償却資産
接続ユニット		償却資産	償却資産	償却資産
パワコンディショナー		償却資産	償却資産	償却資産
表示ユニット		償却資産	償却資産	償却資産
電力表示計等		償却資産	償却資産	償却資産
その他関係備品等		償却資産	償却資産	償却資産

5 建材型ソーラーパネルとソーラー発電パネルの違い

種類	建材型ソーラーパネル	ソーラー発電パネル
建築基準法上の取扱い	屋根材として認定済み	屋根材として不認定
施工方法	屋根下地の防水シートの上にアルミレールを敷き、パネルを軒側からはめ込んで、屋根仕上げとする。	鋼板等で屋根仕上材を施工し、その上にパネルを取り付ける。
家屋との一体性	あり	なし

6 太陽光発電設備に係る減価償却資産の耐用年数

太陽光発電設備の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2」の規定により、「31 電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」の17年が適用されます。

7 概算税額の算出方法

太陽光発電設備の取得額：1,000万円

1,000万円×0.936（減価残存率）＝9,360,000円（課税標準額）

9,360,000円（課税標準額）×1.55%（税率）＝145,100円（初年度税額）